

利用者のために

1 調査の目的

本統計は農林業に関する基礎データを作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、地域の農林業の実態を明らかにすることを目的としている。

2 調査の沿革

我が国の農林業センサスは、FAO（国連食料農業機関）の提唱する 1950 年世界農林業センサス計画に沿って昭和 25 年に始まった。（林業センサスは昭和 35 年から実施）

その後、昭和 27 年の「経済統計に関する国際条約」（昭和 27 年、条約第 19 号）に基づき、10 年毎に世界農林業センサスとして実施するとともに、その中間年に我が国独自の立場で農林業センサスを実施しており、今回は農業で 13 回目、林業で 7 回目となる。（世界だけだと農業で 7 回、林業で 6 回となる。）

3 調査の対象

農林業経営体調査においては、規定（7 用語の解説「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体を対象とする。

4 調査期日

平成 22 年 2 月 1 日現在で実施した。

5 調査方法

農林業経営体調査については、農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計申告調査としている。

6 数値について

(1) この結果概要の数値は、確定値ではなく概数値である。

なお、確定値は、農林水産省において平成 24 年 3 月までに刊行物として公表する。

(2) 要旨及び統計表の面積の数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。

また、要旨中の各表の増減率、構成比等は四捨五入前の現数値により、算出しているため、表上の数値で算出したものと若干の差が生じる可能性がある。

(3) 農林業経営体調査の平成 12 年の数値は、2000 年センサス結果を 2005 年センサスの調査項目に合わせて参考値として組替集計したものである。

(4) 農業労働力の臨時雇いについて、平成 17 年と平成 22 年では調査手法が異なるため、「雇用者数」及び「臨時雇い数」を比較する際には、留意する必要がある。

具体的には、以下のとおりである。

平成22年調査では、臨時雇いについて、「臨時雇い」と「手間替え・ゆい（労働交換）・手伝い」を一括りで把握しているが、平成17年調査では、それぞれ区分して把握している。このため、平成17年調査では、同一の者が両方に該当した場合は重複してそれぞれの項目でカウントされることから、平成22年調査よりも過大となる可能性がある。

(5) 表中に用いた記号は以下のとおりである。

「0」…… 単位に満たないもの

「－」…… 調査は行ったが、事実にないもの、又は単位に満たないもの

「…」…… 事実不詳又は調査を欠くもの

「△」…… 減少したもの

「X」…… 秘密保護上、数値を公表しないもの

(6) この調査は属人調査であり、林家及び林家以外の林業事業体調査については、市内の林家及び林家以外の林業事業体が保有している山林を調査するため、市内にある山林面積とは一致しない。

7 用語の解説

(1) 農林業経営体に関する用語

外形基準 (物的指標)	農林業経営体であるか否かを判断するための面積、頭数等といった外形的な基準をいう。																						
農林業経営体	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 ア 経営耕地面積が30a以上の規模の農業 イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業 <table> <tr> <td>①露地野菜作付面積</td><td>15 a</td></tr> <tr> <td>②施設野菜栽培面積</td><td>350 m²</td></tr> <tr> <td>③果樹栽培面積</td><td>10 a</td></tr> <tr> <td>④露地花き栽培面積</td><td>10 a</td></tr> <tr> <td>⑤施設花き栽培面積</td><td>250 m²</td></tr> <tr> <td>⑥搾乳牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr> <td>⑦肥育牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr> <td>⑧豚飼養頭数</td><td>15 頭</td></tr> <tr> <td>⑨採卵鶏飼養羽数</td><td>150 羽</td></tr> <tr> <td>⑩ブロイラー年間出荷羽数</td><td>1,000 羽</td></tr> <tr> <td>⑪その他</td><td>調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模</td></tr> </table> ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林施業計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。） エ 農作業の受託の事業	①露地野菜作付面積	15 a	②施設野菜栽培面積	350 m ²	③果樹栽培面積	10 a	④露地花き栽培面積	10 a	⑤施設花き栽培面積	250 m ²	⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭	⑦肥育牛飼養頭数	1 頭	⑧豚飼養頭数	15 頭	⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽	⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽	⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
①露地野菜作付面積	15 a																						
②施設野菜栽培面積	350 m ²																						
③果樹栽培面積	10 a																						
④露地花き栽培面積	10 a																						
⑤施設花き栽培面積	250 m ²																						
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭																						
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭																						
⑧豚飼養頭数	15 頭																						
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽																						
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽																						
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模																						

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200 m³以上の素材を生産した者に限る。）

農林業経営体

これまでの農家・林家の調査単位に加え、経営に着目した農林業経営体の調査単位で把握。

■個人経営体（農家・林家）

一世帯複数経営は別々に把握。

■法人経営体

法人の組織経営体（農事組合法人、会社等）を把握（一戸一法人も含まれる）。

■非法人の組織経営体

法人化していない組織経営体を把握。

農業経営体	「農林業経営体」の規定のうち、ア、イ、エのいずれかに該当する事業を行う者をいう。 なお、2000年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる。
林業経営体	「農林業経営体」の規定のうち、ウ、オのいずれかに該当する事業を行う者をいう。
家族経営体	「農林業経営体」の規程のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。

(2) 組織形態に関する用語

法人化している	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう（一戸一法人は含まれる。）。
農事組合法人	農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
株式会社	会社法に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社または合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。

森 林 組 合	森林組合法に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
そ の 他 の 各 種 団 体	農業災害補償法に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。
そ の 他 の 法 人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。
地 方 公 共 団 体 ・ 財 産 区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。 財産区とは、地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
個 人 経 営 体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう（一戸一法人は含まない。）。

(3) 土地に関する用語

経 営 耕 地	調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。 経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地 経営耕地の取り扱い方 (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、すべて借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。 (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕地を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。 (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。 (4) 委託者が、収穫物のすべてをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、そのかわりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。 (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している者」の経営耕地（借入耕地）とした。 (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。 (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
---------	---

- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、すべてその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の取り扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。
- しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはせず耕作放棄地とした。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。ただし、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。
- なお、施肥・補播などの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

- (1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地や湛水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。
- (2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。

なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っていても畑とした。

畑	耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。
樹園地	木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a 以上まとまっているもの（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。 花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。 樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。
保有山林	世帯又は組織が単独で経営できる山林をいい、個人、会社等が実際に所有している山林（所有山林）から山林として使用する目的で貸している土地（貸付林）を除いたものに、山林として使用する目的で借りている土地（借入林）を加えたものをいう。

(4) 農家及び世帯に関する用語

農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。 「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
販売農家	経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50 万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30 a 未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50 万円未満の農家をいう。
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を5 a 以上所有している世帯をいう。

経営耕地面積 農産物販売金額		非農家	→ 農 家	
		1 0 a 未満	1 0 a 以上 3 0 a 未満	3 0 a 以上
非農家	1 5 万円未満	土地持ち非農家	自給的農家	
↓ 農家	1 5 万円以上 5 0 万円未満	販売農家		
	5 0 万円以上			

主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
------	---

準主業農家 農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

副業的農家 1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

		世帯員に65歳未満の農業従事60日以上の方が	
		いる農家	いない農家
農家所得	農業所得が主	主業農家	副業的農家
	農外所得が主	準主業農家	

農業専従者 調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

専業農家 世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。

兼業農家 世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

兼業従事者 調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は農業以外の自営業に従事した者をいう。

第1種兼業農家 農業所得を主とする兼業農家をいう。

第2種兼業農家 農業所得を従とする兼業農家をいう。

		世帯員に兼業従事者が	
		いない農家	いる農家
農家所得	農業所得が主	専業農家	第1種兼業農家
	農業所得が従		第2種兼業農家

生産年齢人口 15～64歳の者をいう。

農業従事者 満15歳以上の世帯員のうち調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

農業就業人口 自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、「調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者」又は「農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者」をいう。

基幹的農業従事者 農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。

区 分		仕事への従事状況				
		農業のみに 従事	農業とその他の仕事 の両方に従事		その他の仕 事のみに 従事	仕事に 従事しな かった
			農業が主	その他の 仕事为主		
ふだんの主 な状態	主に仕事	基幹的農業従事者			農業 従事者	
	主に家事や 育児	農業就業人口				
	その他					

(5) 農業経営に関する用語

単 一 経 営	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 8 割以上の経営体をいう。
準単一複合経営	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 6 割以上 8 割未満の経営体をいう。
複 合 経 営	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 6 割未満の経営体をいう。
環境保全型農業	「環境保全型農業の基本的考え方」（平成 6 年 4 月農林水産省環境保全型農業推進本部）によれば、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義されており、地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用料を減らしたり、堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業をいう。

(6) 農業労働力に関する用語

雇 用 者	雇用者は、農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む）の合計をいう。
常 雇 い	主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でも構わない）に際し、あらかじめ 7 ヶ月以上の期間を定めて雇った人をいう。
臨 時 雇 い	日雇い、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

(7) 農業生産関連事業に関する用語

農産物の加工	販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。
貸 農 園 ・ 体 験 農 園 等	所有又は借り入れている農地を第三者を経由せず農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。 なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。

観 光 農 園	農業を営む者が、観光客等の第三者にほ場において自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験又はほ場を観光させて代金を得ている事業をいう。
農 家 民 宿	農業を営む者が、旅館業法に基づき都道府県知事の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
海外への輸出	収穫した農産物等を商社や団体を経由して海外へ輸出している場合又は輸出を目的として農産物の生産に取り組んでいる場合をいう。

(8) 林業に関する用語

山 林 面 積 の 取 扱	山林面積は、台帳面積ではなく、実際にある面積で、他の市町村や他の都道府県に所有する山林も含む。(属人主義による。)
植 林	山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地へ苗木を植えたり、種子をまいたり、挿し木したりする作業をいうが、植林のための地ごしらえ、苗木運搬など一連の作業もすべて含める。
下 刈 り な ど	材木の健全な育成のために行う下刈り作業と除伐、つる切り、枝打ち、雪おこしなど間伐以外の保育作業をいう。
間 伐	除伐後に行う作業で林木を健全に成長させるため、劣性木、不用木を抜き切りすることをいう。
主 伐	一定の年齢に生育した立木を、用材等で販売するために行う除伐・間伐以外の伐採をいう。 なお、立木のまま販売したものは含まない。
素 材 生 産 量	「丸太」のことをさし、原木ともいう。一般的には立法メートル (m ³) の単位で表示される。 なお、立木買いによる素材生産 (立木を購入し、伐木して素材のまま販売することをいう。) 量を含む。
林 産 物 の 販 売	保有山林から生産された林産物 (用材、ほだ木原木、特用林産物をいい、買山からの素材、栽培きのこ類、林業用苗木などは除く。) について、過去 1 年間に販売したものをいう。 なお、保有山林から生産された林産物を自営の製材業などに振り向けた場合も含む。
特 用 林 産 物	天然きのこ類、工芸用材となる竹材、薪、木炭、みつまた等。

8 本市では全市域を47の農区に分けているが、農区と地域との対応関係は下表のとおりである。

農 区	包括範囲	農 区	包括範囲
第 1 農 区	池田、花園、島崎、横手	第 2 5 農 区	河内
第 2 農 区	春日、蓮台寺、田崎、新土河原	第 2 6 農 区	芳野
第 3 農 区	春竹、本荘、本山	第 2 7 農 区	八分字
第 4 農 区	画図	第 2 8 農 区	藤富
第 5 農 区	健軍、神水	第 2 9 農 区	並建、白石、畠口、浜田
第 6 農 区	清水	第 3 0 農 区	中緑
第 7 農 区	薄場、島、上ノ郷、合志、刈草、 鳶、白藤、八幡	第 3 1 農 区	銭塘、内田
第 8 農 区	世安、十禅寺、平田、近見、高江 南高江	第 3 2 農 区	奥古閑
第 9 農 区	出水、大江、渡鹿	第 3 3 農 区	海路口
第 1 0 農 区	元三、野田	第 3 4 農 区	川口
第 1 1 農 区	田迎	第 3 5 農 区	杉合
第 1 2 農 区	御幸	第 3 6 農 区	守富
第 1 3 農 区	池上、戸坂、谷尾崎、上高橋	第 3 7 農 区	杉上
第 1 4 農 区	城山	第 3 8 農 区	隈庄
第 1 5 農 区	秋津	第 3 9 農 区	豊田
第 1 6 農 区	松尾	第 4 0 農 区	山本
第 1 7 農 区	小島	第 4 1 農 区	田原
第 1 8 農 区	竜田	第 4 2 農 区	菱形
第 1 9 農 区	中島、沖新、中原	第 4 3 農 区	桜井
第 2 0 農 区	供合（含新南部）	第 4 4 農 区	植木
第 2 1 農 区	広畑（含保田窪）	第 4 5 農 区	山東
第 2 2 農 区	小山戸島	第 4 6 農 区	吉松
第 2 3 農 区	西里	第 4 7 農 区	田底
第 2 4 農 区	川上		